

確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文目次

- 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号） （抄） （第一条関係） 1
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号） （抄） （第二条関係） 1
- 中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号） （抄） （第三条関係） 30

◎ 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
	（複数の確定給付企業年金を実施できるその他の場合）	（複数の確定給付企業年金を実施できるその他の場合）
第一条 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号。以下「令」という。）第一条の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。	第一条 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号。以下「令」という。）第一条の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。	
一・二 （略）	一・二 （略）	
（規約の承認の申請）	（規約の承認の申請）	
第四条 （略）	第四条 （新設）	
三 給付の額の算定方法が第二十五条第四号に掲げる方法である確定給付企業年金（以下「リスク分担型企業年金」という。）ヒリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金とをそれぞれ実施する場合	三 給付の額の算定方法が第二十五条第四号に掲げる方法である確定給付企業年金（以下「リスク分担型企業年金」という。）ヒリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金とをそれぞれ実施する場合	
2 （略）	2 （略）	
3 第一項の場合において、生命保険の契約にあっては、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第十条第三号に規定する契約者価額が、生命共済の契約にあっては、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令	3 第一項の場合において、生命保険の契約にあっては、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第十条第三号に規定する契約者価額が、生命共済の契約にあっては、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令	

第二十七号) 第十一条第一項第三号ハに規定する契約者価額(以下「契約者価額」という。)が、数理債務の額(給付に要する費用の通常の予測に基づく予想額(以下「通常予測給付額」という。))の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額を控除した額をいう。(当該額の計算については、当該契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用いるものとする。)を下回らないことが確実に見込まれるもの(以下「受託保証型確定給付企業年金」という。)であって、加入者又は加入者であった者が存在しないもの(以下「閉鎖型受託保証型確定給付企業年金」という。)については、第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる書類(給付の設計の基礎を示した書類を除く。)を添付することを要しない。

4・5 (略)

(給付減額の理由)

第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)及び加入者であった者(以下「受給権者等」という。)の給付(加入者である受給権者にあっては、当該受給権に係る給付に限る。)の額を減額する場合にあっては、第二号、第五号及び第六号に掲げる理由とする。

一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)において労働協約等が変更され、その変更に基づき給

第二十七号) 第十一条第一項第三号ハに規定する契約者価額(以下「契約者価額」という。)が、数理債務の額(給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。) (当該額の計算については、当該契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用いるものとする。)を下回らないことが確実に見込まれるもの(以下「受託保証型確定給付企業年金」という。)であって、加入者又は加入者であった者が存在しないもの(以下「閉鎖型受託保証型確定給付企業年金」という。)については、第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる書類(給付の設計の基礎を示した書類を除く。)を添付することを要しない。

4・5 (略)

(給付減額の理由)

第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)及び加入者であった者(以下「受給権者等」という。)の給付(加入者である受給権者にあっては、当該受給権に係る給付に限る。)の額を減額する場合にあっては、第二号に掲げる理由とする。

一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)において労働協約等が変更され、その変更に基づき給

付の設計の見直し（リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金を

リスク分担型企業年金に変更すること（次号及び第五号において「リ

スク分担型企業年金開始変更」という。）及びリスク分担型企業年金
をリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金に変更すること（次

号及び第六号において「リスク分担型企業年金終了変更」という。）
を含む。）を行う必要があること。

二 実施事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により、事
業主が掛け金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額
を減額すること（リスク分担型企業年金開始変更又はリスク分担型企
業年金終了変更を行つた結果、給付の額が減額されることとなる場合
を含む。次号において同じ。）がやむを得ないこと。

三・四 （略）

二 実施事業所の経営状況の悪化又は掛け金の額の大幅な上昇により、事
業主が掛け金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額
を減額することがやむを得ないこと。

三・四 （略）

（新設）

五 当該規約の変更がリスク分担型企業年金開始変更を内容とするもの
である場合において、変更後のリスク分担型企業年金が第二十五条の
二第一項第二号イに規定する場合に該当することとなること又は該当
することとなる蓋然性が高いこと。

六 当該規約の変更がリスク分担型企業年金終了変更を内容とするもの
である場合において、変更前のリスク分担型企業年金が第二十五条の
二第一項第二号ロに規定する場合に該当していること又は該当する蓋
然性が高いこと。

（給付減額の手続）

（給付減額の手続）

第六条 令第四条第一号の厚生労働省令で定める手続は、次のとおりとす

第六条 令第四条第一号の厚生労働省令で定める手續は、次のとおりとす

る。ただし、前条第五号又は第六号に掲げる理由により給付の額を減額する場合は、第一号及び第二号イに定める手続を要しない。

一・二（略）

2～4（略）

（規約の軽微な変更等）

第七条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一～三（略）

四 法第四条第五号に掲げる事項（労働協約等の変更により法第二十七条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更（給付の額の減額に係る場合を除く。）に限り、第九号に掲げる事項を除く。）

五 法第四条第六号に掲げる事項（同号に掲げる事項以外の事項の変更に伴い同号に掲げる事項を変更する場合（前号に掲げる事項の変更に伴い同条第六号に掲げる事項を変更する場合を除く。）並びに第十号に掲げる事項、第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額及び第四十六条の二第一項に規定するリスク対応掛金額を変更する場合を除く。）

六～八（略）

九 第二十五条第四号に規定する調整率

十～十三（略）

2 法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、

る。

一・二（略）

2～4（略）

（規約の軽微な変更等）

第七条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一～三（略）

四 法第四条第五号に掲げる事項（労働協約等の変更により法第二十七条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更（給付の額の減額に係る場合を除く。）に限り、第九号に掲げる事項を除く。）

五 法第四条第六号に掲げる事項（同号に掲げる事項以外の事項の変更に伴い同号に掲げる事項を変更する場合（前号に掲げる事項の変更に伴い同条第六号に掲げる事項を変更する場合を除く。）及び第九号に掲げる事項を変更する場合を除く。）

六～八（略）

九 新設

十～十二（略）

2 法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、

次に掲げる事項の変更とする。

一〇四 (略)

五 前項第九号に掲げる事項

六 前項第十三号に掲げる事項

七 (略)

(規約の変更の承認の申請)

第八条 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、事業主の名称、規約番号（規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣又は地方厚生局長等が発行した番号をいう。以下同じ。）並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣（当該規約の変更の承認に関する権限が第二百二十二条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあっては、地方厚生局長等）に提出することによって行うものとする。

一〇五 (略)

六 給付の額を減額する場合（第五条第五号又は第六号に掲げる理由により減額する場合を除く。）にあっては、第六条第一項第一号及び第二号イの同意を得たことを証する書類

七〇九 (略)

2 (略)

(届出の必要のない規約の軽微な変更)

次に掲げる事項の変更とする。

一〇四 (略)

五 前項第十二号に掲げる事項

六 (略)

(規約の変更の承認の申請)

第八条 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、事業主の名称、規約番号（規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣又は地方厚生局長等が発行した番号をいう。以下同じ。）並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣（当該規約の変更の承認に関する権限が第二百二十二条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあっては、地方厚生局長等）に提出することによって行うものとする。

一〇五 (略)

六 給付の額を減額する場合にあっては、第六条第一項第一号及び第二号イの同意を得たことを証する書類

七〇九 (略)

2 (略)

(届出の必要のない規約の軽微な変更)

第十条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとす

第十条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとす

る。

一・三　(略)

- | | |
|---|------------------|
| 四 | 第七条第一項第九号に掲げる事項 |
| 五 | 第七条第一項第十号に掲げる事項 |
| 六 | 第七条第一項第十三号に掲げる事項 |

(基金の給付減額の理由)

第十二条 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、第五条第二号、第五号及び第六号に掲げる理由とする。

- 一 第五条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる理由
二 (略)

(基金の規約の軽微な変更)

第十五条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- 一・二 (略)

- 三 第七条第一項第二号、第四号から第十号まで、第十二号及び第十三号並びに前条に掲げる事項

(基金の規約の変更の認可の申請)

る。

一・三　(略)

- | | |
|---|------------------|
| 四 | 第七条第一項第九号に掲げる事項 |
| 五 | 第七条第一項第十二号に掲げる事項 |

(基金の給付減額の理由)

第十二条 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、第五条第二号に掲げる理由とする。

- 一 第五条第一号、第二号及び第四号に掲げる理由
二 (略)

(基金の規約の軽微な変更)

第十五条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- 一・二 (略)

- 三 第七条第一項第二号、第四号から第九号まで、第十一号及び第十二号並びに前条に掲げる事項

(基金の規約の変更の認可の申請)

第十六条 法第十六条第一項の規定による規約の変更の認可の申請は、基金の名称、基金番号（基金の設立の認可ごとに厚生労働大臣が発行した番号をいう。以下同じ。）並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣（当該規約の変更の認可に関する権限が第百二十二条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあっては、地方厚生局長等）に提出することによつて行うものとする。

一 （略）

二 給付の額を減額する場合（第五条第五号又は第六号に掲げる理由により減額する場合を除く。）にあっては、第十三条の規定により準用することとされた第六条第一項第一号及び第二号イの同意を得たことを証する書類

三・四 （略）

（届出の必要のない基金の規約の軽微な変更）

第十八条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 第七条第一項第二号（市町村の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。）、第九号、第十号及び第十三号に掲げる事項

（給付の額のその他の算定方法）

第十六条 法第十六条第一項の規定による規約の変更の認可の申請は、基金の名称、基金番号（基金の設立の認可ごとに厚生労働大臣が発行した番号をいう。以下同じ。）並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣（当該規約の変更の認可に関する権限が第百二十二条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあっては、地方厚生局長等）に提出することによつて行うものとする。

一 （略）

二 給付の額を減額する場合にあっては、第十三条の規定により準用することとされた第六条第一項第一号及び第二号イの同意を得たことを証する書類

三・四 （略）

（届出の必要のない基金の規約の軽微な変更）

第十八条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 第七条第一項第二号（市町村の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。）、第九号及び第十二号に掲げる事項

（給付の額のその他の算定方法）

第二十五条 令第二十四条第一項第四号の厚生労働省令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法（第六十五条に規定する簡易な基準に基づく確定給付企業年金の場合にあっては、第一号から第三号までのいずれかの方法）とする。

第二十五条 令第二十四条第一項第四号の厚生労働省令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一～三 （略）

一～三 （略）

（新設）

四 令第二十四条第一項第一号から第三号まで及び前三号の方法により算定した額（次条において「調整前給付額」という。）に次条に規定する調整率（以下「調整率」という。）を乗じた額とする方法

（調整率）

第二十五条の二 調整率は、リスク分担型企業年金を開始する日の属する事業年度以降の事業年度について、次のとおり定められるものとする。

一 リスク分担型企業年金を開始するとき又はリスク分担型企業年金を実施している場合であつて給付の設計を変更するとき（掛金の額に係る規約の変更を行う場合に限る。）における調整率は一・〇とする。

二 每事業年度の決算及び財政計算を行うときに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める基準を満たすように改定するものとする。

イ 積立金の額に第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を加えた額（以下この条において「給付財源」という。）が調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額（第四十三条第一項に規定する財政悪化リスク相当額をいう。以下この号において同じ。）を加えた額を上回る場合 給付財源と通常予測給付額の現価

に相当する額に財政悪化リスク相当額を加えた額が同額となること。

。

ロ 紹付財源が調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額を下回る場合 紹付財源と通常予測給付額の現価に相当する額が同額となること。

ハ イ及びロ以外の場合 調整率が一・〇となること。

三 前号の調整率の改定は、当該事業年度の末日又は当該財政計算の計算基準日の属する事業年度の翌事業年度又は翌々事業年度以降の事業年度の調整率について行うものとし、当該翌事業年度又は翌々事業年度以降五事業年度については、調整率を段階的に引き上げ又は引き下げることができる。

2 リスク分担型企業年金を実施する事業主等が、その実施事業所を減少させる場合であつて当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合（調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額に対する給付財源の割合をいう。以下同じ。）が減少すると見込まれるときは、前項の規定にかかわらず、積立割合が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を別に定めることができる。

（脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付）

第三十二条の二 資産管理運用機関（法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。）又は基金（以下「資産管理運用機関等」という。）が法第八十一条の二第二項又は第九十一条の二十六第二項の規定により

（脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付）

第三十二条の二 資産管理運用機関（法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。）又は基金（以下「資産管理運用機関等」という。）が法第八十一条の二第二項又は第九十一条の二十六第二項の規定により

脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。）の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）の額は、当該確定給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合にあっては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）のいずれか高い額とする。

（脱退一時金相当額の支給の特例）

第三十二条の三 資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者が法第二十七条第二号から第五号までのいずれかに該当することとなつた場合において、当該者が法第四十一条第一項の脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、事業主等は、当該者に対して資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合にあっては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び法第二十七条第二号から第五号までのいずれかに該当することとなつたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）を支給しなければならない。

（掛金の額の算定方法）

脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額又は積立金を総称する。以下の条及び次条において同じ。）の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）の額は、当該確定給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額のいずれか高い額とする。

（脱退一時金相当額の支給の特例）

第三十二条の三 資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者が法第二十七条第二号から第五号までのいずれかに該当することとなつた場合において、当該者が法第四十一条第一項の脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、事業主等は、当該者に対して資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合にあっては当該脱退一時金相当額等の額を支給しなければならない。

（掛金の額の算定方法）

第三十八条
(略)

第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額、第四十六条第一項に規定する特別掛金額、第四十六条の二第一項に規定するリスク対応掛金額、第四十七条の規定により計算される掛金の額、第五十二条第四項の規定により拠出する掛金の額及び第五十九条第一項の規定により掛金の額に追加して拠出する掛金の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ、第四十六条の三の規定により計算した額とする方法、第四十六条の規定により計算した額とする方法、第四十六条の二の規定により計算した額とする方法、第四十七条の規定により当該償却が次回の財政再計算のときに完了するように計算された額とする方法、第五十二条第四項の規定により数理債務の額から契約者価額を控除した額とする方法又は第五十九条第一項に規定する上回る額とする方法により算定することができる。

(掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額)

第四十三条 法第五十七条に規定する掛金の額は、予定利率、予定死亡率、予定脱退率その他の通常予測給付額の算定の基礎となる率（以下「基礎率」という。）及び通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額として厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（以下「財政悪化リスク相当額」という。）に基づき計算されるものとする。

第三十八条（略）

第四十六条第一項に規定する特別掛金額、第四十七条の規定により計算される掛金の額、第五十二条第四項の規定により拠出する掛金の額及び第五十九条第一項の規定により掛金の額に追加して拠出する掛金の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ、第四十六条の規定により計算した額とする方法、第四十七条の規定により当該償却が次回の財政再計算のときに完了するよう計算された額とする方法、第五十二条第四項の規定により数理債務の額から契約者価額を控除した額とする方法又は第五十九条第一項に規定する上回る額とする方法により算定することができる。

(掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額)

第四十三条 法第五十七条に規定する掛金の額は、予定期率、予定死亡率、予定脱退率その他の通常予測給付額の算定の基礎となる率（以下「基礎率」という。）及び通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額として厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（以下「財政悪化リスク相当額」という。）に基づき計算されるものとする。

(掛金の額の計算に用いる基礎率)

第四十三条 法第五十七条に規定する掛金の額は、予定利率、予定死亡率、予定脱退率その他の給付に要する費用の額の予想額の算定の基礎となる率（以下「基礎率」という。）に基づき計算されるものとする。

2
(略)

基礎率及び財政悪化リスク相当額は、財政計算ごとに定められるもの

2
(略)

基礎率は、財政計算ごとに定められるものとする。ただし、前回の財

とする。ただし、前回の財政計算において定めた基礎率（予定期率及び予定死亡率を除く。）のうち継続して用いることが適切なものがある場合には、当該基礎率を継続して用いることができる。

（次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額）

第四十四条 前条の規定に基づき掛金の額を計算する場合において、次に掲げる事情によつて、次回の財政再計算までの間に積立金の額が法第六十条第二項に規定する責任準備金の額（以下「責任準備金の額」という。）又は同条第三項に規定する最低積立基準額（以下「最低積立基準額」という。）を下回ることが予想される場合には、当該下回ることが予想される額のうちいかが大きい額の現価を前条の規定に基づき計算した通常予測給付額の現価に相当する額に加算することができる。

一〇三 （略）

（掛金の額の計算に関する基準）

第四十五条 掛金の額は、標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定められなければならない。ただし、リスク分担型企業年金については、リスク分担型企業年金掛金額、その他の掛金の額に区分して定められなければならない。

（掛金の額の計算に関する基準）

第四十五条 掛金の額は、標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定められなければならない。

2 前項の標準掛金額とは、給付に要する費用（第四十三条の規定に基づき計算した通常予測給付額）のうち計算基準日後の加入者であつた期間となると見込まれる期間に係るものに限る。第二号において同じ。）に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、原則として、将来にわた

政計算において定めた基礎率（予定期率及び予定死亡率を除く。）のうち継続して用いることが適切なものがある場合には、当該基礎率を継続して用いることができる。

（次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額）

第四十五条 前条の規定に基づき掛金の額を計算する場合において、次に掲げる事情によつて、次回の財政再計算までの間に積立金の額が法第六十条第二項に規定する責任準備金の額（以下「責任準備金の額」という。）又は同条第三項に規定する最低積立基準額（以下「最低積立基準額」という。）を下回ることが予想される場合には、当該下回ることが予想される額のうちいかが大きい額の現価を前条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に加算することができる。

一〇三 （略）

（掛金の額の計算に関する基準）

第四十五条 掛金の額は、標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定められなければならない。

2 前項の標準掛金額とは、給付に要する費用（第四十三条の規定に基づき計算した通常予測給付額）のうち計算基準日後の加入者であつた期間となると見込まれる期間に係るものに限る。第二号において同じ。）に充てるため事業主が拠出する掛金の額であつて、原則として、将来にわた

つて平準的に、かつ、加入者となる者に係る第一号の額が第二号の額を下回らないように定められる掛金の額をいう。

一 (略)

二 紹付に要する費用の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額

3 第一項の補足掛金額とは、掛金の額が法第五十七条の基準に適合するために標準掛金額に追加して事業主が拠出する掛金の額をいう。

4 第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、紹付に要する費用に充てるため事業主が拠出する額であつて、第四十六条の三の規定に基づき定められる掛金の額をいう。

(特別掛金額)

第四十六条 前条第一項の補足掛金額のうち過去勤務債務の額（第四十三条の規定に基づき計算した通常予測給付額）の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額をいう。以下同じ。）に係る掛金の額（以下「特別掛金額」という。）は、次のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 (四) (略)

2 (6) (略)

(リスク対応掛金額)

第四十六条の二 第四十五条第一項の補足掛金額のうち財政悪化リスク相

将来にわたって平準的に、かつ、加入者となる者に係る第一号の額が第二号の額を下回らないように定められる掛金の額をいう。

一 (略)

二 紹付に要する費用の予想額の現価に相当する額

3 第一項の補足掛金額とは、標準掛金額が法第五十七条の基準に適合するに必要な掛金の額に満たない場合に、当該基準に適合するため標準掛金額に追加して事業主が拠出する掛金の額をいう。

(新設)

(特別掛金額)

第四十六条 前条第一項の補足掛金額のうち過去勤務債務の額（第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額）の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額をいう。以下同じ。）に係る掛金の額（以下「特別掛金額」という。）は、次のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 (四) (略)

2 (6) (略)

(新設)

当額に係る掛金の額（以下「リスク対応掛金額」という。）は次の各号のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 財政悪化リスク相当額から対応前リスク充足額（積立金の額並びに標準掛金額及び特別掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）をいう。）を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）の範囲内において、あらかじめ計画的に掛金を拠出することが適当であるものとして規約で定める額（以下「リスク対応額」という。）を五年以上二十年以内の範囲内においてあらかじめ規約で定めた期間（以下「予定拠出期間」という。）で均等に拠出する方法

二 前号の方法で計算したリスク対応掛金額（以下この号において「下限リスク対応掛金額」という。）及び次の表の上欄に掲げる予定拠出期間ごとに同表の下欄に掲げる最短期間を予定拠出期間として前号の方法で計算したリスク対応掛金額（以下この号において「上限リスク対応掛金額」という。）を規約で定め、併せて、毎事業年度のリスク対応掛金額を下限リスク対応掛金額以上、上限リスク対応掛金額以下の範囲内において規約で定める方法

				予定拠出期間	
	九年未満			五年	最短期間
	九年以上十一年未満			六年	
	十一年以上十三年未満			七年	
八年					
十三年以上十四年未満					

三	リス ^ク 対応額（既にリス ^ク 対応掛金額として拠出した部分の額をく。以下この号において同じ。）に百分の十五以上百分の五十以下範囲内において規約で定めた一定の割合を乗じて拠出する方法（毎事業年度のリス ^ク 対応掛金額を規約で定めることとし、リス ^ク 対応額当該事業年度の標準掛金額以下となるときは、当該リス ^ク 対応額の部をリス ^ク 対応掛金額とすることができるものとする。）	十四年以上十五年未満 十五年以上	十年 九年
四	予定拠出期間において、次に掲げる要件を満たすようにリス ^ク 対応掛金額を定めて拠出する方法		
イ	リス ^ク 対応掛金額は、拠出開始後五年を経過するまでの間に定期かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で、段階的に引き上げられるものであること。		
ロ	リス ^ク 対応掛金額の予想額の現価に相当する額がリス ^ク 対応額上回らないこと。		
ハ	予定拠出期間中の各期間におけるリス ^ク 対応掛金額について、らかじめ規約に定めていること。		
	リス ^ク 対応掛金額の拠出が完了していない場合であつて、次の各号		

によりリスク対応掛金額を変更することができる。

らかじめ規約に定めていること

上回らない」と。

掛金額を定めて拠出する方法

リスク対応掛金額は、拠出開始後五年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で、段階的に引き上げられるものであること。

一 リスク対応額（既にリスク対応掛金額として拠出した部分の額を除く。以下この号において同じ。）に百分の十五以上百分の五十以下の範囲内において規約で定めた一定の割合を乗じて拠出する方法（毎事業年度のリスク対応掛金額を規約で定めることとし、リスク対応額が当該事業年度の標準掛金額以下となるときは、当該リスク対応額の全部をリスク対応掛金額とすることができるものとする。）

額の現価に相当する額の減少額を下回らない範囲内でリスク対応掛金

る特別掛金額の予想額の現価に相当する額がリスク対応掛金額の予想

增加す

額を減少させること。

二 第五十条各号に掲げる場合（同条第四号ニに掲げる場合を除く。）

前項の規定に従い、リスク対応掛金額を計算すること。

三 法第五十八条第一項の規定に基づく財政再計算において、財政悪化

リスク相当額から対応後リスク充足額（積立金の額と標準掛金額、特別掛金額及び当該財政再計算による変更前のリスク対応掛金額の予想

額の現価を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除

した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）をいう。

次項において同じ。（当該額が零未満となる場合にあつては零とする。）

が、前項の規定に基づきリスク対応掛金額を計算したとき（リスク対応掛金額を変更した場合にあつては、当該変更の

うちの直前の変更をしたとき）から増加する場合 当該増加した額を

上回らない範囲で同項第一号のリスク対応額を定め、同項の規定に基

づき計算したリスク対応掛金額に相当する額を変更前のリスク対応掛

金額に加算すること。

3 法第五十八条第一項の規定に基づく財政再計算において、対応後リス

ク充足額が財政悪化リスク相当額を上回ることとなる場合には、上回ら

ないようリスク対応掛金額を減少させ、又はリスク対応掛金額の拠出を終了しなければならない。

4 特別掛金額の予定償却期間の残存期間はリスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間より短い期間でなければならぬ。

（リスク分担型企業年金掛金額）

第四十六条の三 リスク分担型企業年金を実施するとき又はリスク分担型

(新設)

企業年金を実施している場合であつて給付の設計を変更するとき（掛金の額に係る規約の変更を行う場合に限る。）におけるリスク分担型企業年金掛金額は、当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第四十五条第一項の標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば当該実施又は当該変更による財政計算において計算されるととなる標準掛金額と補足掛金額とを合算した額とする方法により計算されなければならない。

2 リスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合（前項の規定が適用される場合を除く。）におけるリスク分担型企業年金掛金額は、次の各号のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 リスク分担型企業年金掛金額のうち前項の計算されることとなる標準掛金額について、当該計算されることとなる標準掛金額に係る第三十八条第一項第一号、第三号若しくは第四号の割合又は同項第二号の額を増加又は減少させる方法

二 当該再計算において計画的に掛金を拠出することが適當である額として規約で定める額を前条第一項第一号のリスク対応額とみなして同号の方法により計算した額を追加して拠出する方法

三 前二号の方法を組み合わせた方法

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由によりリスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合には、当該各号に定める事業主のリスク分担型企業年金掛金額は、第一項の計算されることとなる標準掛金額と当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第四十五条第一項の標準掛

金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば次の各号に掲げる事由による財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができる。

一 法第七十六条第一項の規定による基金の合併 当該合併により増加する実施事業所の事業主

二 法第七十八条第一項の規定による実施事業所の増加 当該増加する実施事業所の事業主

三 法第七十九条第一項の規定による他の確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継 当該加入者等を使用し、又は使用することとなつた実施事業所の事業主

四 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の引渡し 当該引渡しに関する申出に係る共済契約者であつた事業主

（簡易な基準に基づく確定給付企業年金の掛金の額の算定）

第五十二条 （略）

2 受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用い、前項第一号、第五号及び第六号に規定するところにより計算することができる。

3・4 （略）

（責任準備金の額）

（簡易な基準に基づく確定給付企業年金の掛金の額の算定）

第五十二条 （略）

2 受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用い、前項第一号、第五号及び第六号に規定するところにより計算することができる。

3・4 （略）

（責任準備金の額）

第五十三条 責任準備金の額は、当該事業年度の末日における通常予測給付額の現価と財政悪化リスク相当額を合算した額から、掛金の額（標準掛金額及び補足掛金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛金額をいう。第三項において同じ。）の現価に相当する額と財政悪化リスク相当額に対応するために追加的に拠出されることとなる掛金の額の予想額（同項において「追加拠出可能額」という。）の現価に相当する額を合算した額を控除した額とする。

2 (略)

3 | 追加拠出可能額の現価に相当する額は、財政悪化リスク相当額からリスク充足額（積立金の額と掛金の額の予想額の現価を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあつては零とする。）をいう。）を控除した額（当該額が零未満となる場合にあつては零とする。）とする。

(最低積立基準額)

第五十五条 (略)

2 令第二十四条第一項第三号の再評価及び同条第三項の額の改定を行う場合（第二十五条の規定により令第二十四条第一項第三号の方法を組み合わせている場合を含む。）にあつては、規約で定めるところにより、法第六十条第三項の現価の算定において、当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測を計算の基礎とするものとする。

3 | リスク分担型企業年金を実施している場合にあつては、法第六十条第三項の現価の算定において、積立金の額を第一項に規定する予定期率及

第五十三条 責任準備金の額は、当該事業年度の末日における給付に要する費用の額の予想額の現価から、標準掛金額と補足掛金額の合算額の予想額の現価を控除した額とする。

2 (新設)

(最低積立基準額)

第五十五条 (略)

2 令第二十四条第一項第三号の再評価及び同条第三項の額の改定を行う場合（第二十五条の規定により令第二十四条第一項第三号の方法を組み合わせている場合を含む。）にあつては、規約で定めるところにより、前項の額の算定において、当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測を計算の基礎とするものとする。

(新設)

び予定死亡率並びに前項に規定する指標の予測を算定の基礎とするならば算定されることとなる法第六十条第三項の現価で除して得た率を計算の基礎とするものとする。

(積立金の額の評価)

第六十三条 法第六十二条及び法第六十四条第一項並びに第五十三条の積立金の額は、第四十八条第一項の規定による掛金の額の計算に用いる積立金の額の評価の方法を用いて計算するものとする。

2 法第六十三条及び第五十五条の積立金の額は、時価で評価するものとする。

(積立金の額の評価)

第六十三条 法第六十二条及び法第六十四条第一項の積立金の額は、第四十八条第一項の規定による掛金の額の計算に用いる積立金の額の評価の方法を用いて計算するものとする。

2 法第六十三条の積立金の額は、時価で評価するものとする。

(基本方針を定めることを要しない規約型企業年金の要件)

第八十二条 令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める要件は、当該事業年度の前事業年度の末日（当該事業年度が事業開始の初年度である場合においては、当該事業年度の初日）において当該規約型企業年金の加入者の数が三百人未満であり、かつ、当該規約型企業年金の運用に係る資産の額が三億円未満であること（当該規約型企業年金が第八十四条の二第一項第三号イ又はロに掲げる確定給付企業年金であることとする）ととする。

(基本方針を定めることを要しない規約型企業年金の要件)

第八十二条 令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める要件は、当該事業年度の前事業年度の末日（当該事業年度が事業開始の初年度である場合においては、当該事業年度の初日）において当該規約型企業年金の加入者の数が三百人未満であり、かつ、当該規約型企業年金の運用に係る資産の額が三億円未満であること、又は当該確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金であることとする。

(運用の基本方針に定めるべき事項)

第八十三条 令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のと

(運用の基本方針に定めるべき事項)

第八十三条 令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のと

おりとする。

一 (略)

二 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用（令第四十五条第六項に規定する生命保険又は生命共済の契約を除く。）に係る資産の構成に関する事項

三〇七 (略)

2 (略)

3 前項に規定する基金、法第五十六条第二項の規定により掛金を金銭に代えて株式で納付する規約型企業年金の事業主及び同項の規定により株式の納付を受ける基金並びにリスク分担型企業年金を実施する事業主等は、第一項第二号に規定する事項において、次条第一項第一号に規定する資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

4 事業主等（第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除く。）は、令第四十五条第六項の規定により運用受託機関に対して第一項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項のほか、運用手法に関する事項を記載した基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを交付しなければならない。

(積立金の運用)

第八十四条 (略)

2 (略)

(運用の基本方針の作成又は変更に当たつて加入者の意見を聴く方法)

おりとする。

一 (略)

二 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用（令第四十五条第三項に規定する生命保険又は生命共済の契約を除く。）に係る資産の構成に関する事項

三〇七 (略)

2 (略)

3 前項に規定する基金並びに法第五十六条第二項の規定により掛金を金銭に代えて株式で納付する規約型企業年金の事業主及び同項の規定により株式の納付を受ける基金は、第一項第二号に規定する事項において、次条第一項第一号に規定する資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

4 事業主等（第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除く。）は、令第四十五条第三項の規定により運用受託機関に対して第一項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項のほか、運用手法に関する事項を記載した基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを交付しなければならない。

(年金給付等積立金の運用)

第八十四条 (略)

2 (略)

第八十四条の二 令第四十五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により加入者の意見を聴く場合には、次のいずれかの方法により行うものとする。

（新設）

一 規約で定めるところにより、加入者の代表者を選任し、必要に応じて当該代表者が参画する委員会を設置して次に掲げる措置を講ずる方

法

イ 基本方針を作成又は変更する際に、当該代表者に意見を述べる機会を与えること。

ロ 年一回以上、基本方針に関して、当該代表者に意見を述べる機会を与えること。

ハ 当該代表者からの求めがあつた場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他積立金の運用の実績を当該代表者に開示すること。

二 基金型企業年金にあつては、次に掲げる措置を講ずる方法

イ 基本方針を作成又は変更する際に、規約で定めるところにより加入者に意見の提出の機会を与えること。

ロ 基本方針を作成又は変更する際に、代議員会の議決を経ること。

ハ 代議員からの求めがあつた場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他積立金の運用の実績を当該代議員に開示すること。

三 次に掲げる確定給付企業年金以外の確定給付企業年金にあつては、

第八十七条の規定に基づき周知される基本方針に関して意見を聴く方法

イ 第二十九条第三号の積立金の運用利回りの実績に基づき令第二十

四条第一項第三号の再評価若しくは同条第三項の改定を行う確定給

法

付企業年金（第二十九条第四号又は第五号において同条第三号の積立金の運用利回りの実績を用いるものを含み、国債、保険業法施行規則第七十五条の二第一項第一号に規定する一般勘定を設ける保険契約に係る資産その他これらに準ずる資産のみで資産を構成し、資産の構成割合をあらかじめ規約で定めるもの及び受託保証型確定給付企業年金を除く。）

ロ リスク分担型企業年金

2 前項第一号の加入者の代表者は、規約で定めるところにより、専門的知識及び経験を有する代理人に同号イ及びロの意見を述べさせることができることとする。

3 第一項第三号イ又はロに掲げる確定給付企業年金を実施する事業主又は基金は、基本方針の作成又は変更に当たつて、第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イの意見を十分に考慮しなければならない。

（運用の基本方針の周知）

第八十四条の三 令第四十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の基本方針の周知は、法第七十三条の業務概況の周知により行うことができるものとする。

（新設）

（業務概況の周知）

第八十七条 事業主等（第七号に掲げる事項については第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除き、第八号に掲げる事項についてはリスク分担型企業年金を実施する事業主等に限る。）が法第七十三条第一項の規定に基づき、その確定給付企業年金に係る業務の概況について加入者に周知させる場合においては、毎事業年度一回以上、当該時点における

（業務概況の周知）

第八十七条 事業主等（第七号に掲げる事項については第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除く。）が法第七十三条第一項の規定に基づき、その確定給付企業年金に係る業務の概況について加入者に周知させる場合においては、毎事業年度一回以上、当該時点における

いて加入者に周知させる場合においては、毎事業年度一回以上、当該時点における次に掲げる事項（第二号から第六号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。）を加入者に周知させるものとする。

一〇七（略）

八| 調整率の推移その他調整率に関する事項

九| （略）

2・3 （略）

4| リスク分担型企業年金を実施する事業主等は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度一回以上、周知事項を加入者以外の者であつて事業主等が給付の支給に関する義務を負つているものに周知させるものとする。

（確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法）

第八十七条の二 法第七十五条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合又は法第七十七条第一項の規定により基金を分割する場合における分割された規約型企業年金の資産管理運用機関又は分割により設立された基金（以下この項において「移換先確定給付企業年金」という。）に移換する積立金の額の算定方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

る。

一 当該分割を行う日（以下この号において「分割日」という。）の前

日における当該分割を行う規約型企業年金又は基金の積立金（以下この項において「分割時積立金」という。）の額を分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は分割日

次に掲げる事項（第二号から第六号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。）を加入者に周知させるものとする。

一〇七（略）

八| （新設）

2・3 （略）

（新設）

（確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法）

第八十七条の二 法第七十五条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合又は法第七十七条第一項の規定により基金を分割する場合における分割された規約型企業年金の資産管理運用機関又は分割により設立された基金（以下この項において「移換先確定給付企業年金」という。）に移換する積立金の額の算定方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

る。

一 当該分割を行う日（以下この号において「分割日」という。）の前

日における当該分割を行う規約型企業年金又は基金の積立金（以下この項において「分割時積立金」という。）の額を分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は分割日

が属する事業年度の前事業年度の末日における次に掲げる額のいずれかに応じて按分する方法

イ 通常予測給付額の現価

ローニー (略)

二 (略)

三 積立割合が減少しないよう分割時積立金の額を定める方法 (リスク分担型企業年金の場合において、分割により積立割合が減少することが見込まれる場合に限る。)

四 (略)

2 (略)

第八十八条の二 法第七十八条第三項の厚生労働省令で定める計算方法は、次のいずれかの方法とする。

一～五 (略)

六 その他厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法 (第八十七条の二第一項第四号の厚生労働大臣が定める場合に限る。)

2・3 (略)

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)

第九十六条の二 (略)

2 | リスク分担型企業年金の事業主等が法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金を移換する場合であつて当該移換により積立割合が減少することが見込まれるときは、前項の規定にかかるらず、令第五十四条の

が属する事業年度の前事業年度の末日における次に掲げる額のいずれかに応じて按分する方法

イ 給付に要する費用の額の予想額の現価

ローニー (略)

二 (略)

三 (新設)

2 (略)

第八十八条の二 法第七十八条第三項の厚生労働省令で定める計算方法は、次のいずれかの方法とする。

一～五 (略)

六 その他厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法 (第八十七条の二第一項第三号の厚生労働大臣が定める場合に限る。)

2・3 (略)

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)

第九十六条の二 (略)

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)

(新設)

四に規定する厚生労働省令で定める方法は、積立割合が減少しないように同条の当該移換に係る額を定める方法とすることができる。

(終了時の掛金の一括拠出)

第九十八条の二 第八十七条の二第一項第四号の厚生労働大臣が定める場合における法第八十七条の掛金の額の計算方法は、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用規定)

第一百四条の二十一 第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項の遺族給付金について、第五十三条第一項及び第二項、第六十七条、第七十一条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条並びに第八十五条の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報の取扱いについて第九十八条（第四号及び第五号を除く。）及び第一百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び規定は連合会の解散及び清算について、第一百十条第三項、第四項及び第六項、第一百十二条、第一百十四条並びに第一百十五条の規定は連合会の財務及び規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次

(終了時の掛金の一括拠出)

第九十八条の二 第八十七条の二第一項第三号の厚生労働大臣が定める場合における法第八十七条の掛金の額の計算方法は、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用規定)

第一百四条の二十一 第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項の遺族給付金について、第五十三条、第六十七条、第七十二条から第八十一条まで及び第八十三条から第八十五条までの規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報の取扱いについて、第九十八条（第四号及び第五号を除く。）及び第一百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第一百十条第三項、第四項及び第六項、第一百十二条、第一百十四条並びに第一百十五条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定

の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項 第五十三条		(略)			(略) 第三十二条	(略)	(略) 第三十二条	(略)
金額を合算した額又	準掛金額及び補足掛 から、掛金の額（標	相当額を合算した額 価と財政悪化リスク	通常予測給付額の現 価	より算定した率を乗 じた額	企業年金の場合にあ つては当該脱退一時 金相当額等の額に移 換を受けたときの調 整率及び一時金の支 給の請求をしたとき の調整率に応じて規 約で定めるところに より算定した率を乗 じた額	脱退一時金相当額等 の額（リスク分担型 企業年金の場合にあ つては当該脱退一時 金相当額等の額に移 換を受けたときの調 整率及び一時金の支 給の請求をしたとき の調整率に応じて規 約で定めるところに より算定した率を乗 じた額）	脱退一時金相当額等 の額（当該中途脱退者（令第五十条 の二第一項に規定する中途脱退者を いう。）又は終了制度加入者等（法 第九十一条の二十第一項、第九十一 条の二十一第一項及び第九十五条の 二十二第一項に規定する終了制度加 入者等をいう。）の給付に充てる部 分に限る。）	脱退一時金相当額等 の額（当該中途脱退者（令第五十条 の二第一項に規定する中途脱退者を いう。）又は終了制度加入者等（法 第九十一条の二十第一項、第九十一 条の二十一第一項及び第九十五条の 二十二第一項に規定する終了制度加 入者等をいう。）の給付に充てる部 分に限る。）
額	額の現価を控除した	金額の合算額の予想	予想額の現価から、 標準掛金額と補足掛 から、掛金の額（標	(略)	(略) 第三十二条	(略)	(略) 第三十二条	(略)

第一項 第五十三条		(略)			(略) 第三十二条	(略)	(略) 第三十二条	(略)
額	額の現価を控除した	金額の合算額の予想	予想額の現価から、 標準掛金額と補足掛 から、掛金の額（標	(略)	(略) 第三十二条	(略)	(略) 第三十二条	(略)
額	額の現価	予想額の現価	(略)	(略) 第三十二条	(略)	(略) 第三十二条	(略)	(略)

第三項	第八十三条	号	第一項第二 第八十三条	(略)	(略)	(略)	(略)	はリスク分担型企業年金掛金額をいう。
第三項において同じ。	基 金、法第五十六条	第 四十五 条第六項	第六十五条の十六において準用する 令第四十五条第六項	(略)	(略)	(略)	(略)	第三項において同じ。の現価に相当する額と財政悪化リスク相当額に対応するため追加的に拠出されることとなる掛け金の額の予想額（同項において「追加拠出可能額」という。）の現価に相当する額を合算した額を控除した額

(略)	第四項 第八十三条					
(略)	第四十五条第六項 第八十三条	(略)	(略)	施する事業主等	分担型企業年金を実施する事業主等	型企業年金の事業主及び同項の規定により株式の納付を受けた基金並びにリスク
(略)	令第四十五条第六項 第八十三条	第六十五条の十六において準用する 第六十五条の十六において準用する	(略)	(略)	(略)	規約型企業年金の事業主及び同項の規定により株式の納付を受ける基金

(略)	第四項 第八十三条					
(略)	第四十五条第三項 第八十三条	(略)	(略)	(略)	(略)	規約型企業年金の事業主及び同項の規定により株式の納付を受ける基金
(略)	令第四十五条第三項 第八十三条	第六十五条の十六において準用する 第六十五条の十六において準用する	(略)	(略)	(略)	規約型企業年金の事業主及び同項の規定により株式の納付を受ける基金

◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
	（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等）	
第十七条	（略）	（略）
	<p>2 存続厚生年金基金について、第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行規則（以下「改正前確定給付企業年金法施行規則」という。）第一条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第四条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第五条（第三号に係る部分に限る。）、第七条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第八条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第十二条（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条の二、第四十九条第三号、第五十条第四号及び第五号、第八十七条の二第二項、第九十条第二項、九十四条规定第七項、第一百十六条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第一百二十三条、第一百二十五条の二、第一百二十六条、第一百二十七条第二項、第一百二十八条から第一百三十六条まで、第一百四十二条、第一百四十二条並びに附則第五条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 存続厚生年金基金について、第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行規則（以下「改正前確定給付企業年金法施行規則」という。）第一条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第四条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第五条（第三号に係る部分に限る。）、第七条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第八条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第十二条（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条の二、第四十九条第三号、第五十条第四号及び第五号、第八十七条の二第二項、第九十条第二項、九十四条规定第七項、第一百十六条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第一百二十三条、第一百二十五条の二、第一百二十六条、第一百二十七条第二項、第一百二十八条から第一百三十六条まで、第一百四十二条、第一百四十二条並びに附則第五条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

(略)	第六号	第一百六十六条	第三十二一条の二
(略)	(略)		脱退一時金相当額等の額
(略)	(略)		脱退一時金相当額等の額 (リスク分担型企業年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第百七十五号)第一条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行規則第一条に規定するリスク分担型企業年金をいう。)の場合にあっては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率 (同令第二十五条第四号に規定する調整率をいう。以下この項において同じ。) 及び一時金の支給の請求をしたときの調整率にして規約で定めるところにより算定した率を乗じた額)
(略)	第六号	第一百六十六条	(新設)
(略)	(略)		(新設)
(略)	(略)		(新設)

◎ 中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
	<p>（法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件）</p> <p>第三十一条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号。以下「令」という。）第三条第一号の確定給付企業年金（以下「確定給付企業年金」という。）次のイからハまでのいずれにも該当すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第十七条第一項の引渡しをしたときにおける同項後段の申出に係る被共済者に係る確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額から当該引渡しがないものとして同条の規定に基づき計算した給付に要する費用の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額を控除した額は、当該被共済者に係る第三十五条に規定する金額の合算額を下回らないものであること。</p> <p>ハ （略）</p>	<p>（法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件）</p> <p>第三十一条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号。以下「令」という。）第三条第一号の確定給付企業年金（以下「確定給付企業年金」という。）次のイからハまでのいずれにも該当すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第十七条第一項の引渡しをしたときにおける同項後段の申出に係る被共済者に係る確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から当該引渡しがないものとして同条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額を控除した額は、当該被共済者に係る第三十五条に規定する金額の合算額を下回らないものであること。</p>

一一・三一
(略)

一一・三一
(略)